

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年4月24日
【会社名】	野村ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nomura Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 グループCEO 奥田 健太郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
【電話番号】	03(5255)1000
【事務連絡者氏名】	主計部長 小林 建夫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番2号
【電話番号】	03(5255)1000
【事務連絡者氏名】	主計部長 小林 建夫
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2024年8月16日
【発行登録書の効力発生日】	2024年8月24日
【発行登録書の有効期限】	2026年8月23日
【発行登録番号】	6 - 関東2
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 1,000,000百万円
【発行可能額】	630,000百万円 (630,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき 算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2026年4月24日(提出日)であります。
【提出理由】	2024年8月16日に関東財務局長に提出した発行登録書の記載事項 中、「第一部 証券情報」「第1 募集要項」の記載について訂 正を必要とするため、また、「第一部 証券情報」「募集又は売 出しに関する特別記載事項」の記載の追加を必要とするため、本 訂正発行登録書を提出いたします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

【訂正内容】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

<野村ホールディングス株式会社第5回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（グリーンボンド）に関する情報>

銘柄	野村ホールディングス株式会社第5回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（グリーンボンド）
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	金30,000百万円
各社債の金額（円）	金100万円
発行価額の総額（円）	金30,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	<p>1．2026年5月29日の翌日から2031年5月29日まで 年（未定）％（年2.350％～年2.950％を仮条件とする。）</p> <p>2．2031年5月29日の翌日以降 別記「利息支払の方法」欄第2項第(1)号及び第(2)号の規定に基づき定められる利率基準日（下記に定義する。）の5年国債金利に（未定）％（0.510％～1.110％を仮条件とする。）を加算したものとす。ただし、0％を下限とする。 「利率基準日」とは、2031年5月29日の2銀行営業日前の日をいう。 （注）16.</p>
利払日	毎年5月29日及び11月29日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から2036年5月29日（以下「償還期日」という。）（ただし、期限前償還される場合については期限前償還しようとする日（以下「期限前償還期日」という。））までこれをつけ、2026年11月29日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月29日及び11月29日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年間の日割をもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。</p> <p>(4) 償還期日（ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日）後は、本社債には利息をつけない。</p> <p>(5) 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記（（注）4．「実質破綻時免除特約」）に定める実質破綻時免除特約及び別記（（注）5．「劣後特約」）に定める劣後特約に従う。</p>

	<p>2. 適用利率の決定</p> <p>(1) 別記「利率」欄第2項記載の2031年5月29日の翌日以降の利率の計算に使用する利率基準日の「5年国債金利」とは、利率決定日(下記に定義する。)の午前9時30分現在の国債金利情報ページ(財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページ(https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/index.htm)若しくはその承継ページ又は当該ページからリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくは当該ページからダウンロードできるファイルをいう。以下同じ。)において、利率基準日現在の流通市場における実勢価格に基づいて算出された期間5年の固定利付日本国債の半年複利金利(半年複利ベースの最終利回りをいう。以下同じ。)として表示される利率とし、利率決定日に当社がこれを決定する。「利率決定日」とは、利率基準日の翌銀行営業日をいう。</p> <p>(2) 利率決定日の午前9時30分に、国債金利情報ページに利率基準日における5年国債金利が表示されていない場合又は国債金利情報ページが利用不能となった場合には、当社は、利率決定日に参照国債ディーラー(下記に定義する。)に対し、利率基準日の午後3時現在提示可能であった参照5年国債(下記に定義する。)の半年複利金利ミッドレート(以下「提示レート」という。)の提示を求めるものとする。</p> <p>提示レートが4つ以上の参照国債ディーラーから提示された場合には、その最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除き、残りの提示レートの算術平均値(小数第4位を四捨五入する。本号において以下同じ。)を本項第(1)号に定める5年国債金利とする。</p> <p>提示レートが2つ又は3つの参照国債ディーラーから提示された場合には、それらの算術平均値を本項第(1)号に定める5年国債金利とする。</p> <p>提示レートが2つに満たなかった場合には、利率決定日より前の銀行営業日の午前9時30分現在の国債金利情報ページにおいて、その前銀行営業日現在の流通市場における実勢価格に基づいて算出された期間5年の固定利付日本国債の半年複利金利として表示されていた利率のうち、利率決定日に最も近接する銀行営業日の午前9時30分現在の国債金利情報ページにおいて表示されていた利率を本項第(1)号に定める5年国債金利とする。</p> <p>ただし、利率決定日の午前9時30分に、国債金利情報ページに利率基準日における5年国債金利が表示されていない場合又は国債金利情報ページが利用不能となっている場合であっても、利率決定日中の午前9時30分より後のいずれかの時点において、国債金利情報ページに利率基準日における5年国債金利が表示されていた場合には、当社は、その裁量において、当該5年国債金利を本項第(1)号に定める5年国債金利とすることができる。</p> <p>「参照国債ディーラー」とは、当社が社債管理者と協議の上で国債市場特別参加者(国債の発行等に関する省令第5条第2項に基づき財務省が指定する国債市場特別参加者をいう。)から最大5社選定する金融機関とする。</p> <p>「参照5年国債」とは、当社が社債管理者と協議の上で選定する固定利付国債で、償還期日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として5年満期の新発円建て社債の条件決定において参照されることが合理的に想定されるものをいう。</p> <p>(3) 当社は社債管理者に本項第(1)号及び第(2)号に定める利率確認事務(本項第(1)号及び第(2)号に従って定められた利率の具体的な数値及び利率の算出方法を確認する事務をいう。)を委託する。</p> <p>(4) 社債管理者は、2031年5月29日の翌日から5銀行営業日以内に、上記により決定された本社債の利率等を本店において、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>3. 利息の支払場所</p> <p>別記(注)14.「元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2036年5月29日

償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2036年5月29日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 本社債の元金は、2031年5月29日に、あらかじめ金融庁長官の確認を受けた上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で期限前償還することができる。</p> <p>(3) 当社は、払込期日以降、税務事由（下記に定義する。）又は資本事由（下記に定義する。）（以下「特別事由」と総称する。）が発生し、かつ当該特別事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けた上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で期限前償還することができる。</p> <p>「税務事由」とは、日本の税制又はその解釈の変更等により、本社債の利息の損金算入が認められないこととなり、当社が合理的な措置を講じてもかかる損金不算入を回避することができない場合をいう。</p> <p>「資本事由」とは、当社が金融庁その他の監督当局と協議した結果、本社債が当社に適用のある自己資本比率規制に基づき当社のTier 2 資本に係る基礎項目として扱われなくなるおそれが軽微でないと判断した場合（本社債の金額がTier 2 資本に係る基礎項目として認識される金額に関する制限の超過を理由とする場合を除く。）をいう。</p> <p>(4) 本項第(2)号又は第(3)号に基づき本社債を期限前償還しようとする場合、当社はその旨及び期限前償還期日その他必要事項を当該期限前償還期日に先立つ25日以上60日以下の期間内に社債管理者に書面にて通知し、また公告する。</p> <p>(5) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(6) 本社債の買入消却は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けた上で、法令又は別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>(7) 本社債の償還については、本項のほか、別記（（注）4. 「実質破綻時免除特約」）に定める実質破綻時免除特約及び別記（（注）5. 「劣後特約」）に定める劣後特約に従う。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記（（注）14. 「元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年5月18日から2026年5月28日まで
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2026年5月29日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項なし
財務上の特約（その他の条項）	該当事項なし

（注）1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した予備格付及び取得日並びに取得予定の本格付及び取得予定日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先）。なお、予備格付の付与以降に各信用格付業者が入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性がある。

- (1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）
予備格付：A +（シングルA プラス）（取得日 2026年 4月24日）
本格付：A +（シングルA プラス）（取得予定日 2026年 5月15日）
入手方法：R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。

問合せ電話番号：03-6273-7471

- (2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）
予備格付：A +（シングルA プラス）（取得日 2026年 4月24日）
本格付：A +（シングルA プラス）（取得予定日 2026年 5月15日）
入手方法：JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3544-7013

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報若しくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げられることがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2．振替社債

- (1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
(2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されない。

3．期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
(2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

4．実質破綻時免除特約

- (1) 当社について、実質破綻事由（下記に定義する。）が発生した場合、別記「利息支払の方法」欄第1項及び別記「償還の方法」欄第2項の規定にかかわらず、実質破綻事由が発生した時点から債務免除日（下記に定義する。）までの期間中、本社債に基づく元利金（ただし、実質破綻事由が発生した日（同日を含む。）までに期限が到来したものを除く。以下本（注）4．において同じ。）の支払債務に係る支払請求権の効力は停止し、本社債に基づく元利金の弁済期限は到来せず、債務免除日において、当社は本社債に基づく元利金の支払債務の全額を免除される。

「実質破綻事由」とは、内閣総理大臣が、当社について特定第二号措置（預金保険法第126条の2第1項第2号において定義される意味を有する。）を講ずる必要がある旨の特定認定（預金保険法第126条の2第1項において定義される意味を有する。）を行った場合をいう。

「債務免除日」とは、実質破綻事由が発生した日後10銀行営業日を超えない範囲で当社が金融庁その他の監督当局と協議の上決定する日をいう。

- (2) 実質破綻事由が発生した場合、当社は、その旨、債務免除日及び本（注）4．第(1)号に基づき当社が本社債に基づく元利金の支払債務を免除されることその他必要事項を、当該債務免除日の9銀行営業日前までに社債管理者に書面にて通知を行い、また公告する。ただし、社債管理者に当該債務免除日の9銀行営業日前までに当該通知を行うことができないときは、当社はその対応につき社債管理者と協議するものとし、また、当該債務免除日の9銀行営業日前までに公告することができないときは、その後すみやかにこれを行う。
(3) 実質破綻事由が発生した後、本社債に基づく元利金の全部又は一部が本社債の社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、当該社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。
(4) 実質破綻事由が発生した場合、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

5. 劣後特約

- (1) 本社債の償還及び利息の支払は、当社につき破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の決定があり、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの。）に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本号 乃至 （本号なお書きの内容を含む。以下同じ。）と実質的に同じ条件又はこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号 を除き本（注）5. と同じ条件を付された債権は、本号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

会社更生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

(停止条件)

当社について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号 乃至 と実質的に同じ条件又はこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号 を除き本（注）5. と同じ条件を付された債権は、本号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

民事再生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生又は同意再生の決定がなされることなく民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

(停止条件)

当社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号 乃至 と実質的に同じ条件又はこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号 を除き本（注）5. と同じ条件を付された債権は、本号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

日本法以外による倒産手続の場合

当社について日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれに準ずる手続が外国において本号 乃至 に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本号 乃至 に記載の条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生するものとする。

なお、当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

- (2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、上位債権者（下記に定義する。）に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

「上位債権者」とは、当社に対し、本社債及び本（注）5. 第(1)号 乃至 と実質的に同じ条件又はこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本（注）5. 第(1)号 を除き本（注）5. と同じ条件を付された債権は、本（注）5. 第(1)号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く債権を有するすべての者をいう。

- (3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本（注）5. 第(1)号 乃至 に従って発生していないにもかかわらず、当該元利金の全部又は一部が本社債の社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、当該社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。
- (4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本（注）5. 第(1)号 乃至 に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

6. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、毎事業年度の決算及び剰余金の配当については取締役会決議後ただちに書面をもって社債管理者に通知する。ただし、当該通知については、当社が本（注）6．第(2)号に定める社債管理者への通知を行った場合又は書類を社債管理者に提出した場合はこれを省略することができる。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日における臨時計算書類の作成を行う場合も同様とする。
 - (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類の写しを当該事業年度経過後3か月以内に、半期報告書の写しを当該半期経過後45日以内に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当社が臨時報告書及び訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。ただし、当社が、金融商品取引法第27条の30の3に基づき有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、訂正報告書等（添付書類を含み、以下「報告書等」という。）の電子開示手続を行う場合は、これら報告書等を財務局長等に提出した旨の社債管理者への通知をもって社債管理者への報告書等の提出に代えることができる。
- 7．社債管理者に対する通知
- (1) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき又は変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面をもって社債管理者に通知する。
 - (2) 当社は、当社の業務執行を決定する機関が以下の事項の決定後ただちに書面により社債管理者へその旨を通知する。
 - 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与すること。
 - 当社の事業の全部又は重要な一部の管理を他に委託すること。
 - 当社の事業の全部若しくは重要な部分を休止又は廃止すること。
 - 当社の事業経営に重大な影響を及ぼすような資本金又は準備金の額の減少をすること。
 - 組織変更、合併若しくは会社分割をすること又は株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社になること。
 - 解散を行うこと。
- 8．社債管理者の請求による報告及び調査権限
- (1) 当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求した場合には、当社及び当社の連結子会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書を提出しなければならない。また、社債管理者は、当社の費用でみずから又は人を派して当社及び当社の連結子会社の事業、経理、帳簿書類等につき調査を行うことができる。
 - (2) 本（注）8．第(1)号の場合で、社債管理者が当社及び当社の連結子会社の調査を行うときは、当社は、社債権者の利益保護に必要かつ合理的な範囲内でこれに協力する。
- 9．債権者の異議手続における社債管理者の権限
- 社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。
- 10．社債権者に通知する場合の公告
- 本社債に関して社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行される各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）にこれを掲載する。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。
- 11．社債要項及び社債管理委託契約証書の公示
- 当社及び社債管理者は、その本店に本社債の社債要項及び本社債の社債管理委託契約証書の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

12. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、別記（（注）5．「劣後特約」）第(2)号の規定に反しない範囲とする。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) その効力が生じた本（注）12．第(1)号の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

13. 社債権者集会の招集

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を社債管理者に提示したうえ、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

14. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

15. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

16. 未定事項については、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、2026年5月15日に決定する予定である。

<野村ホールディングス株式会社第6回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（グリーンボンド）に関する情報>

銘柄	野村ホールディングス株式会社第6回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（グリーンボンド）
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	（未定）（注）13.
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	（未定）（注）13.
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	<p>1．2026年5月21日の翌日から2031年5月21日まで 年（未定）％（年2.350％～年2.950％を仮条件とする。）</p> <p>2．2031年5月21日の翌日以降 別記「利息支払の方法」欄第2項第(1)号及び第(2)号の規定に基づき定められる利率基準日（下記に定義する。）の5年国債金利に（未定）％（0.510％～1.110％を仮条件とする。）を加算したものとす。ただし、0％を下限とする。 「利率基準日」とは、2031年5月21日の2銀行営業日前の日をいう。 （注）13.</p>
利払日	毎年5月21日及び11月21日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から2036年5月21日（以下「償還期日」という。）（ただし、期限前償還される場合については期限前償還しようとする日（以下「期限前償還期日」という。））までこれをつけ、2026年11月21日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月21日及び11月21日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半年間の日割をもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。</p> <p>(4) 償還期日（ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日）後は、本社債には利息をつけない。</p> <p>(5) 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記（（注）5．「実質破綻時免除特約」）に定める実質破綻時免除特約及び別記（（注）6．「劣後特約」）に定める劣後特約に従う。</p>

	<p>2. 適用利率の決定</p> <p>(1) 別記「利率」欄第2項記載の2031年5月21日の翌日以降の利率の計算に使用する利率基準日の「5年国債金利」とは、利率決定日(下記に定義する。)の午前9時30分現在の国債金利情報ページ(財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページ(https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/index.htm)若しくはその承継ページ又は当該ページからリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくは当該ページからダウンロードできるファイルをいう。以下同じ。)において、利率基準日現在の流通市場における実勢価格に基づいて算出された期間5年の固定利付日本国債の半年複利金利(半年複利ベースの最終利回りをいう。以下同じ。)として表示される利率とし、利率決定日に当社がこれを決定する。「利率決定日」とは、利率基準日の翌銀行営業日をいう。</p> <p>(2) 利率決定日の午前9時30分に、国債金利情報ページに利率基準日における5年国債金利が表示されていない場合又は国債金利情報ページが利用不能となった場合には、当社は、利率決定日に参照国債ディーラー(下記に定義する。)に対し、利率基準日の午後3時現在提示可能であった参照5年国債(下記に定義する。)の半年複利金利ミッドレート(以下「提示レート」という。)の提示を求めるものとする。</p> <p>提示レートが4つ以上の参照国債ディーラーから提示された場合には、その最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除き、残りの提示レートの算術平均値(小数第4位を四捨五入する。本号において以下同じ。)を本項第(1)号に定める5年国債金利とする。</p> <p>提示レートが2つ又は3つの参照国債ディーラーから提示された場合には、それらの算術平均値を本項第(1)号に定める5年国債金利とする。</p> <p>提示レートが2つに満たなかった場合には、利率決定日より前の銀行営業日の午前9時30分現在の国債金利情報ページにおいて、その前銀行営業日現在の流通市場における実勢価格に基づいて算出された期間5年の固定利付日本国債の半年複利金利として表示されていた利率のうち、利率決定日に最も近接する銀行営業日の午前9時30分現在の国債金利情報ページにおいて表示されていた利率を本項第(1)号に定める5年国債金利とする。</p> <p>ただし、利率決定日の午前9時30分に、国債金利情報ページに利率基準日における5年国債金利が表示されていない場合又は国債金利情報ページが利用不能となっている場合であっても、利率決定日中の午前9時30分より後のいずれかの時点において、国債金利情報ページに利率基準日における5年国債金利が表示されていた場合には、当社は、その裁量において、当該5年国債金利を本項第(1)号に定める5年国債金利とすることができる。</p> <p>「参照国債ディーラー」とは、当社が財務代理人と協議の上で国債市場特別参加者(国債の発行等に関する省令第5条第2項に基づき財務省が指定する国債市場特別参加者をいう。)から最大5社選定する金融機関とする。</p> <p>「参照5年国債」とは、当社が財務代理人と協議の上で選定する固定利付国債で、償還期日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として5年満期の新発円建て社債の条件決定において参照されることが合理的に想定されるものをいう。</p> <p>(3) 当社は財務代理人に本項第(1)号及び第(2)号に定める利率確認事務(本項第(1)号及び第(2)号に従って定められた利率の具体的な数値及び利率の算出方法を確認する事務をいう。)を委託する。</p> <p>(4) 財務代理人は、2031年5月21日の翌日から5銀行営業日以内に、上記により決定された本社債の利率等を本店において、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>3. 利息の支払場所</p> <p>別記(注)11.「元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2036年5月21日

償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2036年5月21日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 本社債の元金は、2031年5月21日に、あらかじめ金融庁長官の確認を受けた上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で期限前償還することができる。</p> <p>(3) 当社は、払込期日以降、税務事由（下記に定義する。）又は資本事由（下記に定義する。）（以下「特別事由」と総称する。）が発生し、かつ当該特別事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けた上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で期限前償還することができる。</p> <p>「税務事由」とは、日本の税制又はその解釈の変更等により、本社債の利息の損金算入が認められないこととなり、当社が合理的な措置を講じてもかかる損金不算入を回避することができない場合をいう。</p> <p>「資本事由」とは、当社が金融庁その他の監督当局と協議した結果、本社債が当社に適用のある自己資本比率規制に基づき当社のTier 2 資本に係る基礎項目として扱われなくなるおそれが軽微でないと判断した場合（本社債の金額がTier 2 資本に係る基礎項目として認識される金額に関する制限の超過を理由とする場合を除く。）をいう。</p> <p>(4) 本項第(2)号又は第(3)号に基づき本社債を期限前償還しようとする場合、当社はその旨及び期限前償還期日その他必要事項を当該期限前償還期日に先立つ25日以上60日以下の期間内に財務代理人に書面にて通知し、また公告する。</p> <p>(5) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(6) 本社債の買入消却は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けた上で、法令又は別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>(7) 本社債の償還については、本項のほか、別記（（注）5. 「実質破綻時免除特約」）に定める実質破綻時免除特約及び別記（（注）6. 「劣後特約」）に定める劣後特約に従う。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記（（注）11. 「元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年5月15日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2026年5月21日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項なし
財務上の特約（その他の条項）	該当事項なし

（注）1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した予備格付及び取得日並びに取得予定の本格付及び取得予定日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先）。なお、予備格付の付与以降に各信用格付業者が入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性がある。

- (1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）
予備格付：A +（シングルA プラス）（取得日 2026年 4月24日）
本格付：A +（シングルA プラス）（取得予定日 2026年 5月15日）
入手方法：R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。

問合せ電話番号：03-6273-7471

- (2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）
予備格付：A +（シングルA プラス）（取得日 2026年 4月24日）
本格付：A +（シングルA プラス）（取得予定日 2026年 5月15日）
入手方法：JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3544-7013

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報若しくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げられることがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 振替社債

- (1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
(2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書きの条件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

4. 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
(2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

5. 実質破綻時免除特約

- (1) 当社について、実質破綻事由（下記に定義する。）が発生した場合、別記「利息支払の方法」欄第1項及び別記「償還の方法」欄第2項の規定にかかわらず、実質破綻事由が発生した時点から債務免除日（下記に定義する。）までの期間中、本社債に基づく元利金（ただし、実質破綻事由が発生した日（同日を含む。）までに期限が到来したものを除く。以下本（注）5.において同じ。）の支払債務に係る支払請求権の効力は停止し、本社債に基づく元利金の弁済期限は到来せず、債務免除日において、当社は本社債に基づく元利金の支払債務の全額を免除される。

「実質破綻事由」とは、内閣総理大臣が、当社について特定第二号措置（預金保険法第126条の2第1項第2号において定義される意味を有する。）を講ずる必要がある旨の特定認定（預金保険法第126条の2第1項において定義される意味を有する。）を行った場合をいう。

「債務免除日」とは、実質破綻事由が発生した日後10銀行営業日を超えない範囲で当社が金融庁その他の監督当局と協議の上決定する日をいう。

- (2) 実質破綻事由が発生した場合、当社は、その旨、債務免除日及び本（注）5.第(1)号に基づき当社が本社債に基づく元利金の支払債務を免除されることその他必要事項を、当該債務免除日の9銀行営業日前までに財務代理人に書面にて通知を行い、また公告する。ただし、財務代理人に当該債務免除日の9銀行営業日前までに当該通知を行うことができないときは、当社はその対応につき財務代理人と協議するものとし、また、当該債務免除日の9銀行営業日前までに公告することができないときは、その後すみやかにこれを行う。
(3) 実質破綻事由が発生した後、本社債に基づく元利金の全部又は一部が本社債の社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、当該社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。
(4) 実質破綻事由が発生した場合、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

6. 劣後特約

- (1) 本社債の償還及び利息の支払は、当社につき破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の決定があり、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの。）に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本号 乃至 （本号なお書きの内容を含む。以下同じ。）と実質的に同じ条件又はこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号 を除き本（注）6. と同じ条件を付された債権は、本号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

会社更生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

(停止条件)

当社について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号 乃至 と実質的に同じ条件又はこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号 を除き本（注）6. と同じ条件を付された債権は、本号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

民事再生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生又は同意再生の決定がなされることなく民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

(停止条件)

当社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号 乃至 と実質的に同じ条件又はこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号 を除き本（注）6. と同じ条件を付された債権は、本号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

日本法以外による倒産手続の場合

当社について日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれに準ずる手続が外国において本号 乃至 に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本号 乃至 に記載の条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生するものとする。

なお、当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

- (2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、上位債権者（下記に定義する。）に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

「上位債権者」とは、当社に対し、本社債及び本（注）6. 第(1)号 乃至 と実質的に同じ条件又はこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本（注）6. 第(1)号 を除き本（注）6. と同じ条件を付された債権は、本（注）6. 第(1)号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く債権を有するすべての者をいう。

- (3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本（注）6. 第(1)号 乃至 に従って発生していないにもかかわらず、当該元利金の全部又は一部が本社債の社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、当該社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。
- (4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本（注）6. 第(1)号 乃至 に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

7. 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行される各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）にこれを掲載する。

8. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

9. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、別記（（注）6. 「劣後特約」）第(2)号の規定に反しない範囲で、別記（（注）12. 「財務代理人、発行代理人及び支払代理人」）を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) その効力が生じた本（注）9. 第(1)号の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

10. 社債権者集会の招集

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

11. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

12. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

13. 未定事項については、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、2026年5月15日に決定する予定である。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

<野村ホールディングス株式会社第5回期限前償還条項付無担保社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)(グリーンボンド)に関する情報>

(1)【社債の引受け】

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しております。

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	30,000	1. 引受人は本社債の全額につき買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金50銭とする。
計	-	30,000	-

(注) 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号八に掲げる社債券に該当し、当社は、金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹事会社である野村証券株式会社の親法人等に該当します。野村証券株式会社は当社が100%出資する連結子会社です。本社債の発行価格及び利率(以下「発行価格等」という。)の決定を公正かつ適切に行うため、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定する予定です。

(2)【社債管理の委託】

本社債の社債管理者は、次の者を予定しております。

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1. 社債管理者は、本社債の管理を受託する。 2. 本社債の管理手数料については、社債管理者に、期中において年間各社債の金額100円につき金1銭を支払うこととしている。

<野村ホールディングス株式会社第6回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（グリーンボンド）に関する情報>

（1）【社債の引受け】

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しております。

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	未定 (注)2.	1. 引受人は本社債の全額につき買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
計	-	未定 (注)2.	-

(注)1. 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号八に掲げる社債券に該当し、当社は、金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹会社である野村證券株式会社の親法人等に該当します。野村證券株式会社は当社が100%出資する連結子会社です。本社債の発行価格及び利率（以下「発行価格等」という。）の決定を公正かつ適切に行うため、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定する予定です。

2. 未定事項については、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、2026年5月15日に決定する予定です。

（2）【社債管理の委託】

該当事項なし

3 【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

（訂正前）

未定

（訂正後）

<野村ホールディングス株式会社第5回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（グリーンボンド）に関する情報>

本社債の払込金額の総額30,000百万円（発行諸費用の概算額は未定）

<野村ホールディングス株式会社第6回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（グリーンボンド）に関する情報>

未定（上記仮条件により需要状況を勘案した上で、2026年5月15日に決定する予定です。）

（2）【手取金の使途】

（訂正前）

一般運転資金、グループ会社貸付資金及び社債償還を含む既存債務の返済資金等に充当する予定です。

（訂正後）

<野村ホールディングス株式会社第5回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（グリーンボンド）及び野村ホールディングス株式会社第6回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（グリーンボンド）に関する情報>

一般運転資金、グループ会社貸付資金、社債償還を含む既存債務の返済資金及び設備投資資金等に充当する予定です。なお、本社債発行による手取金は、全額をグリーンボンドフレームワークの適格プロジェクトである「東京ミッドタウン日本橋」の「日本橋野村三井タワー（通称：ザタワー）」オフィス部分の保留床取得資金に充当する予定です。

「第一部 証券情報」「第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<野村ホールディングス株式会社第5回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（グリーンボンド）及び野村ホールディングス株式会社第6回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（グリーンボンド）に関する情報>

1 本社債への投資にあたり留意すべき事項

本社債に対する投資の判断にあたっては、発行登録書、訂正発行登録書及び発行登録追補書類その他の内容の他に、以下に示すような様々なリスク及び留意事項を特に考慮する必要があります。ただし、本社債に対する投資に係る全てのリスク及び留意事項を網羅したものではありません。

以下に示すリスク及び留意事項は、「第二部 参照情報 第1 参照書類」に掲げた有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」と併せて読む必要があります。

なお、以下に示すリスク及び留意事項に関し、本社債の社債要項の内容の詳細については、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行社債」をご参照下さい。また、本「募集又は売出しに関する特別記載事項」中で使用される用語は、以下で別途定義される用語を除き、それぞれ「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行社債」中で定義された意味を有します。

(1) 本社債に付された信用格付に関するリスク

本社債に付与される信用格付は、債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における信用格付業者の意見であり事実の表明ではありません。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報若しくは債務に対する保証ではありません。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではありません。信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げられることがあります。信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用していますが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではありません。本社債に付与される信用格付について、当社の経営状況又は財務状況の悪化、当社に適用される規制の変更や信用格付業者による将来の格付基準の見直し等により格下げがなされた場合、償還前の本社債の価格及び市場での流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 価格変動リスク

償還前の本社債の価格は、市場金利の変動、当社の経営状況又は財務状況及び本社債に付与された格付の状況等により変動する可能性があります。

(3) 本社債の流動性に関するリスク

本社債の発行時においてその活発な流通市場は形成されておらず、またかかる市場が形成される保証はありません。したがって、本社債の社債権者は、本社債を売却できないか、又は希望する条件では本社債を売却できず、金利水準や当社の経営状況又は財務状況及び本社債に付与された格付の状況等により、投資元本を割り込む可能性があります。

(4) 元利金免除に関するリスク

当社について、実質破綻事由が発生した場合、本社債に基づく元利金（ただし、実質破綻事由が発生した日（同日を含む。）までに期限が到来したものを除く。以下本(4)において同じ。）の支払債務に係る支払請求権の効力は停止し、当社は本社債に基づく元利金の支払債務の全額を免除されます。この場合、支払債務を免除された元利金はその後に回復することはなく、また、その免除の対価として当社の株式その他の有価証券が交付されることもありません。したがって、この場合、劣後特約に定める一定の法的倒産手続において本社債に実質的に劣後することとなる当社の株式についての損失発生の有無及び程度にかかわらず、本社債の社債権者は、本社債に基づく元利金の全部について、支払を受けられないことが確定します。

実質破綻事由の発生の有無は内閣総理大臣の判断に委ねられており、当社の意図にかかわらず発生する可能性があります。

また、金融庁は、金融安定理事会（FSB）が2015年11月に公表した「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築に係る原則」等を踏まえ、2016年4月に「金融システムの安定に資する総損失吸収力（TLAC）に係る枠組み整備の方針について」と題する文書を公表し、本邦のグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）を適用対象とする本邦におけるTLAC規制の枠組みの整備方針を公表しました。その後、2018年4月に当該方針を改訂し、本邦G-SIBsのみならず、国内のシステム上重要な金融機関（D-SIBs）のうち、国際的な破綻処理対応の必要性が高く、かつ、破綻の際に我が国の金融システムに与える影響が特に大きいと認められる金融機関についてもTLAC規制の適用対象とされました（以下、当該改訂後の方針を「金融庁方針」という。）。

そして、金融庁方針を踏まえ、2019年3月に金融庁から本邦金融機関に対するTLAC規制及びTLAC保有規制に関する告示（以下、当該TLAC規制及びTLAC保有規制に関する告示を総称して「TLAC告示」という。）、並びに、TLAC規制及びTLAC保有規制に関する記載等を追加する金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正（以下、当該改正後の金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を「TLAC監督指針」という。）等が公表され、当社は、かかる金融庁方針及びTLAC監督指針等において、本邦G-SIBsと併せて「本邦TLAC対象SIBs」と総称され、本邦TLAC規制の適用対象に加えられました。当社に対する本邦TLAC規制は2021年3月31日から適用が開始され、2024年3月31日からは完全適用されています。

TLAC監督指針において、システム上重要な金融機関の処理戦略としては、（ ）単一の当局が、金融機関グループの最上位に位置する持株会社等に対して破綻処理権限を行使することで、当該金融グループを一体として処理する方法（SPE（Single Point of Entry）アプローチ）と、（ ）複数の当局が、金融機関グループの各法人に対してそれぞれ破綻処理権限を行使することで、当該金融グループを構成する法人を個別に処理する方法（MPE（Multiple Point of Entry）アプローチ）があるとされており、同監督指針によれば、本邦TLAC対象SIBsの望ましい処理戦略を決定するに当たっては、当該金融機関グループの組織構造（グループ内の相互連関性や相互依存性を含む。）を踏まえた処理可能性を考慮し、SPEアプローチとMPEアプローチのいずれかを選択するものとされています。もっとも、望ましい処理戦略としていずれが選択された場合であっても、実際にどのような処理が行われるかについては、個別の事案毎に当該本邦TLAC対象SIBの実態を考慮の上で決定すべきとされています。

本邦TLAC対象SIBsの国内子会社のうちシステム上の重要性及びグループにおける重要性を有するとして、金融庁がTLAC告示により別途指定した子会社（以下「主要子会社」という。）に危機が生じた場合において、SPEアプローチを前提としてTLACを用いて処理がされる場合は、例えば、主要子会社に生じた損失について、まず主要子会社が国内処理対象会社（破綻処理時において損失の集約が必要な先として国内で破綻処理の対象となる会社をいい、当社グループにおいては、TLAC告示により当社が指定され、野村証券株式会社及び野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社が主要子会社として指定されています。）から調達した損失吸収力等を有すると認められる資本・負債（以下「内部TLAC」という。）を内部TLACの条件に従い元本の削減又は株式への転換等を行うことにより吸収し、その後、国内処理対象会社が預金保険法第126条の2第1項第2号に定める特定第二号措置の適用要件を満たす場合には、実質破綻事由が発生し、それによって当該国内処理対象会社に対して特定第二号措置に係る特定認定及び特定管理を命ずる処分が行われ、かかる特定管理を命ずる処分を受けた国内処理対象会社（以下「破綻持株会社」という。）は、その保有する主要子会社の株式を含むシステム上重要な取引に係る事業等を預金保険機構が設立した特定承継金融機関等に対して譲渡し、他方で、破綻持株会社の損失吸収力等を有すると認められる資本・負債（以下「外部TLAC」という。）については、破綻持株会社が引き続き保有・負担した状態で、破綻持株会社について開始される清算型の法的倒産手続（具体的には破産手続）において処理されることが想定されています。

このような破綻処理手続が当社グループに適用される場合には、実質破綻事由が発生したことにより、当社のその他Tier 1 資本調達手段及び本社債を含むTier 2 資本調達手段の全額について、当該資金調達手段の条件（社債要項等）に従い、破綻持株会社の他の負債（外部TLAC適格性を有する社債、借入れ等を含む。）に先立ち、元本の削減又は株式への転換等が行われます。この点、本社債は、当社のTier 2 資本調達手段となることを意図して発行されるものであり、本社債の社債権者は、実質破綻事由が発生した場合、本社債の元利金の全部について、支払を受けられないことが確定します。

なお、金融庁方針を踏まえて改正されたTLAC監督指針 - 8 - 6 - 2 - 2 も、当社グループに破綻処理手続が適用された場合に想定される手続の具体例を詳述していますので、併せてご覧ください。また、TLAC告示及びTLAC監督指針は、今後の国際的な議論の動向等によって、その内容が変更される可能性があり、その場合には、変更後の具体的な内容により、当社による本社債の元利金の返済能力や本社債の市場価値に悪影響が発生する可能性があります。

(5) 償還に関するリスク

当社は、払込期日以降、特別事由（税務事由又は資本事由）が発生し、かつ当該特別事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けた上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で期限前償還することができます。

また、その他に、当社の任意による期限前償還条項が付されており、当社は、当該条項に基づき、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で期限前償還することができます。

かかる期限前償還がなされた場合、本社債の社債権者は予定した将来の金利収入を得られなくなり、また、その時点で再投資したときに、予定した金利利回りを達成できない可能性があります。

(6) 本社債の劣後性及び当社子会社の債務に対する構造劣後性に関するリスク

本社債には劣後特約が付されており、当社につき当該劣後特約に定める一定の法的倒産手続に係る事由（劣後事由）が発生し、かつ当該劣後事由が継続している場合には、当社の一般債務の全額が弁済その他の方法で満了を受けるまで、本社債に基づく元利金の支払は行われません。したがって、当社につき当該劣後事由が発生し、かつ、継続している場合、本社債の社債権者は、その投資元本の全部又は一部の支払を受けられない可能性があります。

本社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていません。また、本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

そして、当社は、当社の子会社とは別個の法人格を有する持株会社であり、その収入の大部分を当該子会社からの配当その他の支払に依存しており、また、当社の子会社に対する株式及び債権以外に重要な資産を有していませんが、当社又は当社の子会社の財務状況が著しく悪化した場合その他の一定の状況又は条件の下では、会社法、金融商品取引法、預金保険法、倒産法等に基づく法令上の規制又は契約上の制限等の適用により、当該子会社から当社への配当その他の支払が行われなくなる可能性があります。さらに、当社は、当社の主要子会社に係る内部TLACを所要水準以上引き受けること等を目的として、その他Tier 1 資本調達手段及び本社債その他の本社債と同順位のTier 2 資本調達手段を含む当社のTLAC適格負債等の発行代わり金を主要子会社に回金することがあり、当該回金により当社が当該子会社に対して有することとなる貸付債権等については、当該主要子会社の損失を当社が吸収することを目的として債務免除又は普通株式への転換等がなされる可能性があります。

そのため、当社グループの秩序ある処理として、当該子会社の重要な経済機能を継続させつつ、持株会社である当社については法的倒産手続が行われる場合、当社の子会社の債権者は、その債権につきその条件に従って当該子会社から弁済を受けられることとなる可能性がある一方で、本社債の社債権者を含む当社の債権者は、当社の子会社の資産について直接の請求権を有さず、当該子会社の株主としての当社が保有する株式につき支払又は換価により得られる資産の限度で、その債権につき当社から弁済を受けられることとなるため、その結果、その債権の全部又は一部につき弁済を受けられないこととなる可能性があります（持株会社の構造劣後性）。

(7) 税制の変更に関するリスク

本社債の償還金、利息に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更され、現在の予定を上回る源泉課税に服することとなった場合、本社債の社債権者の予定していた元利金収入の額が減少することがありますが、この場合であっても、当社は本社債について何ら追加的支払を行う義務を負いません。

2 グリーンボンド

グリーンボンドとしての適格性について

当社は、「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2025」（注1）及び「グリーンボンドガイドライン2024年版」（注2）に則したグリーンボンドフレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）を策定しています。

本フレームワークに対する第三者評価として、R & Iより、本フレームワークが「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2025」及び「グリーンボンドガイドライン2024年版」に適合する旨のセカンド・パーティ・オピニオンを取得しております。

（注1） 「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2025」とは、国際資本市場協会（以下「ICMA」という。）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいいます。

（注2） 「グリーンボンドガイドライン2024年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2024年11月に改訂したガイドラインをいいます。

グリーンボンドフレームワークについて

本フレームワークは、ICMAが公表する「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2025」と環境省が定める「グリーンボンドガイドライン2024年版」に適合しており、以下の内容から構成されています。

- ・調達資金の使途
- ・プロジェクトの評価及び選定プロセス
- ・調達資金の管理
- ・レポーティング
- ・外部レビュー

(1) 調達資金の使途

本フレームワークに基づくグリーンボンドによって調達した資金は、以下の適格プロジェクトの全額又は一部のみのファイナンス又はリファイナンスに充当されます。

プロジェクトカテゴリー	適格プロジェクト
グリーンビルディング	「東京ミッドタウン日本橋」の「日本橋野村三井タワー（通称：ザ タワー）」オフィス部分の保留床取得資金 ただし、以下の認証を取得又は将来取得予定の場合に限る ・DBJ Green Building認証：4スター以上

(2) プロジェクトの評価及び選定プロセス

野村グループは、サステナビリティに関する課題への取り組みにおいて、グローバルな金融サービス・グループとして重要な役割を担っていると認識しており、サステナビリティに関連する活動の方向性及び環境や社会的リスクに対してどのように対応していくかについて基本的な考え方をまとめた「野村グループ サステナビリティ・ステートメント」（以下「本ステートメント」という。）を制定・公表しています。また、部門及びエンティティ等においては、必要に応じて本ステートメントの細則を定め、事業活動により生じる環境・社会への影響の把握・評価・管理に努めています。

サステナビリティ委員会は、グループ全体のサステナビリティ関連のリスクと機会について事業方針の策定や活動の承認・決定の責務を負い、サステナビリティ委員会の活動は取締役会及び経営会議に適宜報告されます。

当社は、本フレームワークに基づいて発行するグリーンボンドについて、専任のグリーンボンド発行委員会（GIC）を設置しています。GICはグリーンボンド等の発行実務を取り扱う専門グループで、トレジャリー部署及びサステナビリティ部署の代表者並びに最高財務責任者（CFO）及びチーフ・サステナビリティ・オフィサー（CSuO）が指名するメンバーで構成され、プロジェクトの評価及び選定プロセスの管理、調達資金の管理、債券発行後のレポーティング等の対応を行います。GICはサステナビリティ委員会及びCFOに対して説明責任を負います。

プロジェクトの評価及び選定プロセスとして、GICは、日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業（街区名称「東京ミッドタウン日本橋」）（以下「本事業」という。）のメインタワー「日本橋野村三井タワー（通称：ザ タワー）」の10階～20階（以下「新本社」という。）が上記適格プロジェクトに適合していることを確認します。また、本事業で、関連する環境法令等が遵守されていること、環境や社会への適切な対応が実施されていること等の確認を通じて、本事業に伴う環境や社会へのネガティブな影響や必要に応じた対応を確認します。そして、それらの結果をサステナビリティ委員会及びCFOに対して、報告を行います。

(3) 調達資金の管理

当社は、発行後24か月以内に全ての調達資金を新本社の保留床取得に充当する予定です。調達資金の充当状況については、グリーンボンドの償還まで少なくとも年1回モニタリング及び追跡管理します。当該モニタリング及び追跡管理は、GICが責任を負います。

調達資金が適格プロジェクトに充当されるまでの間は、現金又は現金同等物にて管理します。

(4) レポートニング

資金充当状況レポートニング

グリーンボンドが残存する間、当社は、発行から1年以内に、グリーンボンドによる調達資金の充当状況に関する情報を当社ウェブサイトにおいて公表し、償還するまで毎年更新します。なお、資金充当状況に関する情報は、以下の内容を含みます。また、調達資金が充当された後に大きな状況の変化が生じた場合は、速やかに公表します。

- ・ 調達資金の充当額
- ・ 未充当額及び充当予定時期
- ・ リファイナンスを行う場合には、調達資金における新規とリファイナンスの割合

インパクト・レポートニング

グリーンボンドが残存する間、当社は、適格プロジェクトによる環境改善効果（インパクト）について、実務上可能な範囲で、当社ウェブサイトにおいて年1回報告する予定です。なお、環境インパクトに係る開示項目は以下を予定しています。他の指標についても開示する場合があります。

- ・ 適格プロジェクトの概要及び取得した認証の種類とレベル
- ・ CO₂排出量
- ・ エネルギー使用量
- ・ 水使用量

(5) 外部レビュー

本フレームワークは、第三者評価機関である株式会社格付投資情報センター（R&I）がレビューし、ICMAの「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2025」と環境省の「グリーンボンドガイドライン2024年版」との整合性について同社からセカンド・パーティ・オピニオン（SPO）を取得しています。